

第58回 岐阜市児童生徒科学作品展実施要項

1 目的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励し、自然科学への関心を高め、もって科学教育の振興を図る。

2 主催

岐阜市教育委員会

3 応募資格

市内小・中学校及び岐阜特別支援学校に在籍する児童生徒とし、個人又はグループとする。

4 出品物

理科的な学習に基礎をおいた研究記録とする。内容的に、未完成または中間発表でも可とする。

5 出品物についての注意

- (1) 記録はノート又はファイル（4つ切画用紙大 38.1 cm×53.8 cm）以内にまとめる。添付する掲示物がある場合は、横 110cm×縦 190cm 以内の大きさとする。2枚以上の場合は掛図式にして重ねる。
- (2) 標本類、実験機材、製作品は出品することができない。標本類、実験機材、製作品等がある場合は、写真にして出品することができる。その際、写真は作品本体であるノート又はファイルに位置付ける。
- (3) 1テーマにつき出品物が2個以上ある時は、それぞれに出品票を貼付し、個数番号（例：3個のうち1番）を付ける。
- (4) 保護区域や保護生物に関する研究作品の場合は、監督機関の指導を受け、適切な手続きを行ったことを明記し、関係書類があれば（コピー可）添付する。
- (5) 出品者名簿及び出品票の記載内容（児童生徒名、作品名など）については、作品自体に記載されているものと「句読点」「漢字・ひらがな・カタカナ・?や!!の記号」も含めて完全に同一にする。
 ※出品者名簿は、作品展当日の会場配布用名簿等に使用するため、児童生徒及び保護者の了解をとること。
- (6) 出品者及び応募学校は、作品や出品票に記載されている内容及び画像等の全てについて、県教育委員会が各作品を複写・記録し、広報等の目的で公表・頒布することを承諾するものとする。
- (7) 関連する内容の過去の出品作品がある場合は、作品そのものを添えるのではなく、内容を簡潔にまとめて、今年度出品作品のページの一部として加えるものとする。

6 出品数や出品方法について

(1) 出品点数

学 級 数	17まで	18～23	24以上
小学校規定数	6	7	8
中学校規定数	7	8	9

ア- 各校の校内審査で上記の規定数以内の作品を選出し出品する。

※特別支援学級は学級数に含めない。

(ただし、特別支援学級からの出品点数としてプラス1点まで認める。)

※岐阜特別支援学校においては、上記学級数に準じて出品する。

イ- 岐阜市内の各小中学校、特別支援学校の児童生徒を参加の対象とする。

ウ- 優秀な作品が出品規定数以上ある場合は、岐阜市教育委員会に相談する。

(2) 出品者名簿の提出について

- ・出品者名簿、総参加点数報告書(様式1)を、令和5年9月4日(月)までに電子メールで以下担当者に提出する。

※ 提出先:岐阜市教育委員会 鈴木 < suzuki-d@city.gifu.gifu.jp >

(3) 出品票について

- ・「作品」本体、「出品票」、「出品目録」に記入された作品の「題目」、出品者の「氏名」は同一の表記となるよう必ず確認する。また、「氏名」の表記は賞状等や記者発表の記載名になる。
- ・「著作権等確認欄」は、学校において本人及び保護者に確認し、該当するものに○を付ける。

(4) 作品の搬入

〔日 時〕 令和5年9月5日(火) 15:00~16:00

〔場 所〕 岐阜市科学館 会議室

7 審査及び表彰

(1) 審査日

〔日 時〕 令和5年9月6日(水) 9:30~16:30

〔場 所〕 岐阜市科学館 多目的ホール

(2) 科学作品展運営委員が次のような観点で審査し、各賞の作品を選出する。

- 疑問や自然に対する感動が動機となっており、その動機を分かりやすく書いている。
- 研究の目的が焦点化されており、研究の見通しが明確になっているとともに、それぞれの研究過程における観察や実験などを、筋道を追って位置付けている。
- 探究活動が予想に基づき、目的に合った計画(条件統一・対照実験など)を立てて行われている。
- 綿密な観察、実験を行い、一般化するために必要なデータを集めている。
- 得られたデータは文章記録の他に表やグラフなどを用い、表し方を工夫して、適切な方法で処理している。
- 観察、実験に誤りはないか、根拠の不明なところはないか、より効果的な方法はないかなどと振り返っている。
- 得られた結果から結論を導いている(結論に矛盾や飛躍がない)。
- 仮説が正しいかどうかを検証するために別の観察、実験を行って情報を収集したり、観察、実験が予想通りの結果にならないときには計画を立て直して取り組んだりするなど、粘り強く取り組んでいる。
- 研究の目的に対して、何が、どのように明らかになったのか、筋道を立ててまとめている。
- どこに未解決の問題点が残されているかについても明らかにし、次の研究への新しい芽をもっている。

2023年 岐阜市児童生徒科学くふう展開催要項

主催 岐阜市・岐阜市教育委員会
 一般社団法人岐阜県発明協会岐阜支会
 後援 岐阜県・一般社団法人岐阜県発明協会
 岐阜市PTA連合会 (予定)

趣 旨 次代を担う児童生徒の科学する芽を育て、豊かな創造性の高揚を図る。

1 事業内容 科学的な考えや創意くふうをいかして作り出した作品を募集し、出品された作品を対象の審査を行い、各賞を決定し表彰する。

2 応募資格 岐阜市内の小・中学校に在籍する児童生徒

3 募集作品数 出品者名簿提出時の全校児童生徒数に応じて、出品点数を規定

300人まで	8点以内
500人まで	13点以内
700人まで	18点以内
701人以上	20点以内

4 募集作品 科学的な考えや創意くふうをいかして作り出した工作品

例えば ・科学的な夢のある作品
 ・生活に役立つ くふう作品
 ・学習に役立つ くふう作品
 ・安全に役立つ くふう作品
 ・リサイクルをいかした くふう作品
 ・創意くふうをいかした道具・機械・実験観察器具など

5 応募のしかた ① 学校を通して応募してください。
 ② 作品・出品者名簿の提出期間
 出品者名簿：8月28日（月）～9月 1日（金）午後5時まで
 ※電子メールにて送ってください。
 作 品：9月 5日（火）～9月 7日（木）
 午前10時～午後5時30分まで
 ※直接、科学館までお持ちください。
 ※メール便では送らないでください。
 ③ 作品には、所定事項を記入した出品申込書をつけてください。

(作品の名称は、20字以内とする)

6 会 期 令和5年9月30日（土）、10月1日（日）
 各日 午前9時30分～午後5時

7 会 場 岐阜市科学館（岐阜市本荘 3456-41）

- 8 応募のきまり
- ① 応募点数 一人（共作でも可）1点
- ア 一つの作品について、二つ以上の出品物がある場合は、それぞれに出品票を貼り、個別番号（例 2個のうち1番）をつけてください。（説明は一つだけでよい）
- イ 出品申込書に作品名を記入し、説明欄に、考えたきっかけ、くふう点や考案点、苦心した点、動かし方、実験成績や結果から分かったことをはっきりと書き表すようにしてください。
- ウ 共作は3名まで。全員の氏名を記入してください。
- ② 作品の大きさ 縦、横、高さ各1m以内、重さ20kg以内
- ③ その他
- ア 本人の作品で未発表のもの
- イ 入賞作品の著作権は、主催者に帰属します。
- ウ 入賞作品は「岐阜県発明くふう展」に出品します。
- エ 以下のものは出品が認められないことがあります。
- ・展示等に耐えられない壊れやすい構造や材料でできたもの
 - ・危険物でできたもの
 - ・動作が不完全なもの
 - ・著作権の存続している著作物（音楽、イラスト、キャラクター等）を一部でも使用した作品、明らかに類似と認められる作品、作品名（タイトル）に「会社名・商品名・キャラクター名」を使用した作品
- 9 審査 主催者が依頼した審査員が、厳正に審査します。
- 10 表彰 審査の上、優秀なものには次の賞を贈ります。
- （予定）
- ・岐阜市長賞 ・岐阜商工会議所会頭賞 ・岐阜県発明協会会長賞
 - ・岐阜市教育委員会賞 ・岐阜県発明協会岐阜支会長賞
 - ・優秀賞
- 上記以外の作品には、努力賞を贈ります。
- 11 表彰式 10月1日（日）午前中
- 詳細は、後日お知らせします。
- 場所：科学館2階 スーパー理科室
- 12 作品の搬出 10月3日（火）～10月5日（木）
- 岐阜市科学館にお越しくください。
- 13 その他
- ① 「2023年 未来の科学の夢絵画展」を同時に開催します。
- ② 本展出品作品の中から選定し、岐阜県発明くふう展（10月20日～23日予定）・全日本学生児童発明くふう展（令和6年3月予定）への出品作品を選定します。
- ③ 問い合わせは、岐阜市科学館（電話 272-1333）または岐阜市経済部商工課（電話 214-2359）まで。